

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の平成23年度における調達の目標

平成23年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成23年2月4日一部変更閣議決定）以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 印刷用紙（カラー用紙を除く） 印刷用紙（カラー用紙） 衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
---	----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

定規

トレー

消しゴム

ステーブラー

ステーブラー針リムーバー

連射式クリップ (本体)

事務用修正具 (テープ)

事務用修正具 (液状)

クラフトテープ

粘着テープ (布粘着)

両面粘着紙テープ

製本テープ

ブックスタンド

ペンスタンド

クリップケース

はさみ

マグネット (玉)

マグネット (バー)

テープカッター

パンチ (手動)

モルトケース (紙めくり用スポンジケース)

紙めくりクリーム

鉛筆削 (手動)

OAクリーナー (ウェットタイプ)

OAクリーナー (液タイプ)

ダストブロワー

レターケース

メディアケース (FD・CD・MO用)

マウспаット

OA フィルター (枠あり)

丸刃式紙裁断機

カッターナイフ

カッティングマット

デスクマット

OHPフィルム

絵筆

絵の具

墨汁

のり (液状) (補充用を含む。)

のり (澱粉のり) (補充用を含む)

のり (固形)

のり (テープ)

ファイル

バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. 機器類

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
---	----------------------------------

4. OA機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） 電子計算機 プリンタ等（プリンタ、プリンタ・ファクシミリ兼用機） ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計	23年度に購入する物品及び23年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。
---	---

5. 移動電話

携帯電話 PHS	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------	------------------------------

6. 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

8. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

9. 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LED照明器具を光源とした内照式表示灯 蛍光灯ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光灯ランプ） 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

10. 自動車等

自動車（一般公用車、その他） ETC対応車載器 カーナビゲーションシステム 一般公用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

11. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
-----	----------------------------------

12. 制服・作業服

制服・作業服 帽子	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。なお、 再生ポリエステルができる限り多く 使用されている製品を選択する。
--------------	--

13. インテリア・寝装

カーテン等（カーテン、布製ブラインド） カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペ ット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット） 毛布等（毛布、ふとん） ベット（ベットフレーム、マットレス）	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。なお、 再生ポリエステルができる限り多 く使用されている製品を選択す る。
--	--

14. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

15. その他繊維製品

テント・シート類（集会用テント、ブルーシート） 防球ネット 旗・のぼり・幕類 モップ	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。なお、 再生ポリエステルができる限り多 く使用されている製品を選択す る。
---	--

16. 設 備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

17. 防災備蓄用品

飲料水（ペットボトル飲料水） 食料（缶詰、アルファ化米、乾パン、レトルト食品） 生活用品・資材（毛布、作業手袋、テント、ブルー シート） 一次電池 非常用携帯燃料	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理・植栽管理・清掃・機密文書処理・害虫防除 輸配送 旅客運送 照明機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

II. 特定調達物品等以外の平成23年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

1. 物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達する。
2. OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. その他、環境物品等の調達にあたっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は全組織を対象とする。
2. 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン

購入法を推進する。

7. 本調達方針に基づく調達担当窓口は企画管理部総務課契約係とする。